

## 公共施設整備から生まれる生活景について

那珂支部 那珂県土整備事務所 吉丸俊和

### 1. はじめに

2004年12月に我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が施行され、現在、各自治体において景観計画や景観に関するガイドラインの策定といった施策が進められています。景観法の中では、私たちが関わっている公共施設においても、景観に配慮することと謳ってあります。

しかしながら、歴史的な町並みや豊かな自然が残っているような場所では、景観施策の目標となるものが見えやすく、比較的景観に配慮しやすいですが、いわゆる「普通の地域」では何を持って景観に配慮するかということがわかりにくく、景観形成に向けた合意形成をしにくいために、その取組を進めにくいという課題があります。普通の地域とは、美しい国づくり政策大綱において、「普通の住宅地や商店街、地方都市の駅前、郊外バイパスの沿道、身近な水辺など国民が日常的に接する普通の地域」と位置づけてあり、同時に「歴史性、風土性、文化性などの地域の個性を規定するものがはっきりせず」と位置づけてあります。

一方、景観研究の中では「生活景」という景観についての研究が行われています。詳しくは割愛させていただきますが、生活景とは、人々の生活の営みがにじみ出た景観等と定義されています。生活景の観点からすると、私たちの生活に最も身近な居住空間である「普通の地域」にも生活景という景観資源があり、景観施策の目標となり得るかもしれません。

今回は、私がこれまで携わってきた公共施設整備の中から、これは普通の地域の景観資源と

なり得るのではないかと感じた生活景を紹介させていただきたいと思います。

### 2. 河川整備における生活景（二級河川梶原川の郷土の水辺整備事業を例に）

まずは私が新規採用された年に関わった梶原川の郷土の水辺整備事業において、河川整備から生まれたと感じた生活景について紹介いたします。本箇所は筑紫郡那珂川町今光4丁目で実施された事業です。梶原川は二級河川那珂川の支川になります。市街化が進んでおり、河川自体も単断面の堀込み河道であり、親水性はありませんでした。しかし地元から、近隣の公園と河川をアクセスできる階段等を整備し、親水性を高めてほしいとの要望が挙がりました。その要望を受け、平成17年度から地元とのワークショップなどを行い、平成20年度に完成しました。ワークショップの中では、公園からアクセスする階段、親水性を高める根固めを設けることで、公園利用に加え、水遊びや水辺の自然観察等の河川利用を創出することが事業の目標とされました。

その結果、平成20年度3月の工事完了直後から、根固めの上で遊んでいる子どもたちの姿（図-1）や飛び石を渡っている様子（図-2）が確認できました。また、完成から4年経過した現在では、根固めに植生が繁茂しています（図-3）が、地域の皆様によるゴミ拾いや草刈りが実施され、親水性は確保されています。また、地域の方が水遊びしている様子も確認されました（図-4）。こういった風景は、河川整備によって生まれた生活景と考えられます。



図-1 完成直後の様子1



図-2 完成直後の様子2



図-3 平成24年11月時点の様子1



図-4 平成24年11月時点の様子2

### 3. 道路整備における生活景（主要地方道筑紫野筑穂線の道路改良事業を例に）

次に、私が現在関わっている主要地方道筑紫野筑穂線の道路改良事業を進める中で見受けられた生活景についてご紹介します。

主要地方道筑紫野筑穂線は、筑紫野市二日市から米山峠を越えて飯塚市に接続する道路であり、普通車をはじめ、大型トラックの交通量も多い路線です。事業箇所については筑紫野市立吉木小学校の近くにも関わらず、歩道が整備されていないだけでなく、道路幅が1車線程度であり、大型車だけではなく普通車の離合も困難な箇所でした（図-5、図-6）。沿線の地元住民が車に巻き込まれるという事故も度々発生していたようです。本箇所を通る車のほとんどは筑紫野市と飯塚市を行き交う通過交通であり、地元の人にとっては危険を伴った生活を送らなければならない原因となっていました。



図-5 拡幅工事前の様子1



図-6 拡幅工事前の様子2

地元からの要望もあり、本事業は平成 22 年度より道路拡幅と線形改良工事に着手し、平成 24 年度完成を目指して現在も工事を進めています。道路拡幅に併せて歩道を設置した結果、車線と歩道が分離されたため、安全に小学校に登校できる様子（図-7）や友達とおしゃべりしながら下校している様子（図-8）が確認されるようになりました。これは道路整備によって、子どもたちが安全に登下校できるという生活が営まれるようになったということでもあります。筑紫野筑穂線においては、人が安全に歩けないような危険な風景が改善され、子どもたちが安全に歩けるという良好な生活景が生まれたものと考えられます。



図-7 拡幅工事後の様子 1



図-8 拡幅工事後の様子 2

#### 4. 終わりに（生活景の可能性）

前述したように、現在、景観に配慮するニーズに対応するために各地で景観施策が進められていますが、普通の地域では景観形成の目標が共有しにくく、景観整備に向けた取組を進めにくいという課題があります。

そのような課題に対して、今回紹介したような生活景はひとつの参考となるかもしれません。歴史的な町並み等がないような私たちに身近な街にも、安全・安心、楽しく生活している風景といった景観資源があるという可能性を生活景は示唆していると思います。普通の地域においても、地域に住んでいる人たち自身のより良い生活風景が、景観資源の一つとなり、「自分たちの生活の質を向上させることで、生活景を良好にする」という景観形成の目標を立てることが可能なのかもしれません。

よく「私の街には何もない。」といった声も聞きますが、人が生活している場所には必ず生活景はあると思います。その生活景をより良くすることが公共施設整備の一つの役目なのではないでしょうか。そして、公共施設整備に携わる私たち土木技術者は、県民の皆様の生活をより良くするという方向からも、福岡県の良好な景観形成に役立てるのではないのでしょうか。

最近の話題としては、文部科学省と国土交通省、警察庁の3省庁は9月20日、全国の公立小学校の交通路で事故に遭う恐れがあり安全対策が必要な場所が約6万か所あると発表しました。こういった危険箇所を改善するためには、地元やPTA、警察などの合意形成が必須になります。その合意形成の一つの目標として、子どもたちが安全に登下校できる風景という生活景の創出がなり得るのかもしれません。